
位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル実証事業 －報告書の概要－

2018年3月

株式会社野村総合研究所

内容

1. 実施概要

2. 実施結果

① 電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点の検討

論点1: EU等におけるプローブクエストのデータ活用に係るプライバシー保護のルールについて

論点2: 複数事業者間における位置情報の共有・提供時のルールに係る検討

論点3: IoTの進展に伴うプライバシーリスクの評価に係る検討

② モデル実証

3. 課題と今後の展開

1. 実施概要

1. 背景・目的等

- データの自由な流通とプライバシー保護の両立を目的に、国内外の事例研究、モデルケースを用いた実証、有識者等による協議会における検討を通じて、位置情報等のプライバシー情報の適正な取扱いについて検証した。
- 実証は、データ収集者とサービス提供者が一体としてサービスを行うモデルケースを取り上げ、複数事業者による取得データの利用権限やデータの取扱いに係る責任の所在が不明確となっていること、消費者にとって誰からの通知なのか、誰に対して行う同意なのかが不明瞭であること、苦情やオプトアウトの申出先が分かりづらいこと等の問題を踏まえて、プライバシーに配慮した位置情報等に係るデータ取引に関する検討を行った。

2. 実施項目

- ① 電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点の検討
 - ・ 論点1: EU等におけるプロセッシングのデータ活用に係るプライバシー保護のルールについて
 - ・ 論点2: 複数事業者間における位置情報の共有・提供時のルールに係る検討
 - ・ 論点3: IoTの進展に伴うプライバシーリスクの評価に係る検討

② モデル実証

3. 協議会の設置

- 通信の秘密、プライバシー保護、匿名化加工技術、情報通信関連政策等を専門とする有識者7名を委員として、個人情報保護委員会事務局、電気通信事業者、関連団体及びモデル実証協力事業者をオブザーバとして、協議会を設置し、4回会議を開催した。

協議会の構成

<委員> ◎は主査

- ◎森 亮二 英知法律事務所 弁護士
- 井上 由里子 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授
- 佐藤 一郎 国立情報学研究所 副所長／教授
- 高橋 克巳 NTTセキュアプラットフォーム研究所 主席研究員
- 寺田 眞治 慶應義塾大学SFC研究所上席所員／一般社団法人 モバイルコンテンツフォーラム常任理事
- 疋田 敏朗 トヨタIT開発センター シニアリサーチャー
- 山本 龍彦 慶應義塾大学法科大学院 教授

<オブザーバ>

- 個人情報保護委員会事務局
- 一般社団法人電気通信事業者協会
- 一般財団法人日本データ通信協会
- 株式会社NTTドコモ
- KDDI株式会社
- ソフトバンク株式会社
- エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
- 成田国際空港株式会社
- 日本航空株式会社

<事務局>

- 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課
- 株式会社野村総合研究所

2. 実施結果 ①電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点の検討

論点1:EU等におけるプローブクエストのデータ活用に係るプライバシー保護のルールについて ー 日本、EUにおけるプローブクエストのデータ活用サービスのプライバシー対応

- スマートフォンのプローブクエストを用いて、同意を取得することなく歩行者や車両の位置情報を取得・分析するサービスは国内外に存在。ただし国内外いずれもマーケティング事業者等であり、通信事業者自身の例は確認できなかった。
- 各事業者は、プローブクエストで取得するMACアドレスのハッシュ化をはじめとしたプライバシー対応を実施。
- 一方で、EUにおいてはハッシュアルゴリズムのリセット等、匿名化(anonymization)についてより厳しい対応を求めるケースが存在。
 - EUでMACアドレスは個人データに該当すると理解されるため、収集する場合、通常はデータ主体への通知・同意が必要となる。

Wi-Fiマーケティング事業者によるプローブクエスト 活用時のプライバシー対応例(国内外共通)

1. MACアドレスの非識別化処理(ハッシュ化等)の実施
およびその事実の明示
2. 取得した情報の蓄積期間の定義
3. 情報取得を行っている旨を知らせる標識・ステッカー
の提示
4. オプトアウト手段の提示
5. 自社サイトにおけるプライバシーポリシーの提示
(活用目的、集計方法、使用技術、情報提供先等)

EUにおける匿名化(anonymization)対応が 求められた事例

- Blip Systems(デンマーク)
 - ✓ 「MACアドレスを直ちにハッシュ化」「ハッシュアルゴリズムを24時間でリセット」等の対応により、同意取得なしでのサービス提供が認められた
- retency(フランス)
 - ✓ 収集されたMACアドレスが5分以内に匿名化(anonymization)されて削除される点、集計のための保存期間が15日間と区切られている点、ハッシュアルゴリズムが2週間ごとに更新される点等により、フランスのデータ保護機関(CNIL)より許可を得た。
- JCDecaux(フランス)
 - ✓ MACアドレスを一部切り捨ててsalt(ハッシュ値を変えるための文字列)を加えてハッシュ化するもののリセットはされず、リピーター分析が行えることから、匿名化として不十分であるとされ、CNILより許可を受けられなかった。

※上記事例はいずれも、スマートフォンのプローブクエストを用いて歩行者や車両の位置情報をトラッキングするサービスを提供。

2. 実施結果 ①電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点の検討

論点1:EU等におけるプローブクエストのデータ活用に係るプライバシー保護のルールについて ー プローブクエストのデータ活用に係るルールの要素の類型

■ プローブクエスト(端末が他の機器やネットワーク設備に接続するために発信する情報)の利用について、本人の明確な同意を取得しない場合は、次の項目が要素となっている。なお各項目は相互に関係しているため、一体的にルールが検討されていることに留意が必要である。

1. 通知の方法
 - ・ 通知する内容は何か
 - ・ どのように通知するか
2. 利用目的等の制限
 - ・ プローブデータ収集の利用目的を制限するか(単なる統計的な集計※に限定する等)
3. データの最小化
 - ・ プローブデータ収集の時間的・空間的範囲を制限するか
 - ・ どの程度の匿名化を要求するか
4. オプトアウトの方法
 - ・ 有効なオプトアウトの方法を提供するか

※「統計的な集計」とは、WP247: Opinion 01/2017 on the Proposed Regulation for the ePrivacy Regulation (2002/58/EC)”において”statistical counting”を翻訳したもの。

論点2: 複数事業者間における位置情報の共有・提供時のルールに係る検討 — 複数事業者間のデータ取引に係る契約書サンプル及び解説

■ 契約書サンプル

- 電気通信事業者が扱う位置情報等に係るデータ取引に関する契約を締結する際に、検討される可能性のある条項のサンプルとその解説をとりまとめた。

■ サンプルが想定するケース

- 電気通信事業者が位置情報等を取得・加工して、サービス提供者へ第三者提供する場合(第三者提供ケース)を基本とする。
- あわせて、電気通信事業者とサービス提供者とが位置情報等を共同利用するケース(共同利用ケース)及びサービス提供者、電気通信事業者のそれぞれが位置情報等を取得するケース(複数主体取得ケース)との差分について併せて解説している。
- 取得(複数主体取得を含む)、第三者提供および共同利用を行うことから、取得に際し、当該取得、第三者提供および共同利用を行うことについて、サービス利用者から「個別具体的かつ明確な同意」を取得することを前提とする。

契約書サンプルの構成

第1章 総則(第1条—第2条)

第1条(用語の定義)

第2条(対象とするデータの特定)

第2章 データ取引に係る義務(第3条—第10条)

第3条(データの提供等)

第4条(データの利用目的に係る制限)

第5条(データの識別行為の禁止)

第6条(第三者提供に係る制限)

第7条(データの保存期間・消去)

第8条(安全管理措置)

第9条(利用停止等)

第10条(問合せ窓口の設置等)

第3章 一般条項(第11条—第18条)

第11条(対価)

第12条(委託)

第13条(秘密保持)

第14条(第三者に対する責任)

第15条(契約解除)

第16条(契約期間)

第17条(協議)

第18条(合意管轄)

2. 実施結果 ①電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点の検討

論点2: 複数事業者間における位置情報の共有・提供時のルールに係る検討 — 複数事業者間のデータ取引に係る同意取得のケース

第三者提供ケース

- データ収集者がデータ利用に係る同意を取得する際に、第三者提供に係る同意も併せて取得する。



共同利用ケース

- データ収集者とサービス提供者とが同じ利用目的に基づきデータ利用に係る同意を取得する。



複数主体取得ケース

- データ収集者とサービス提供者がそれぞれデータ利用に係る同意を取得する。
- 利用目的は必ずしも同じでなくてよい。

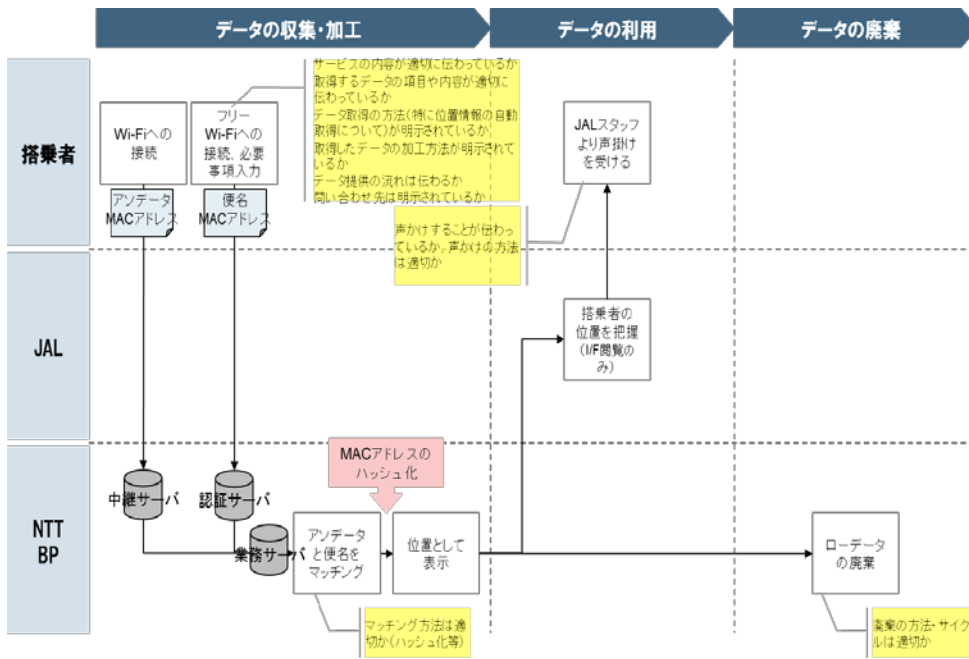


2. 実施結果 ①電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点の検討

論点3:IoTの進展に伴うプライバシーリスクの評価に係る検討 モデル実証ケースでのプライバシー影響評価の実施

- IoTの進展に伴って、電気通信事業者は様々な分野の事業者と連携してサービスを提供することになり、従来のビジネスの延長では想定しづらいプライバシー上の課題へ対処しなければならないことが想定されるため、モデル実証で取り上げる位置情報を用いたIoT関連サービスを対象として、プライバシー影響評価を実施した。
- 具体的には、有識者を交えてデータフロー上からプライバシーリスクを抽出して対応方針を決め、サービス利用者の受容性をアンケート調査を通じて評価した。

データフローとプライバシーリスク



プライバシーリスクと対応方針

| | プライバシーリスク | 対応方針 |
|-----------|---|---|
| データの収集・加工 | ✓ データを活用するサービスの内容が適切に伝わっているか (声かけをすること自体やその方法等) | ✓ ポータル画面にて、位置情報と便名情報を用いて搭乗者の現在地を判別し、声かけを行う旨について簡便かつ必要十分な説明を行う ✓ 利用規約にて適切な説明を行う |
| | ✓ 取得するデータの項目や内容が適切に伝わっているか | ✓ ポータル画面および利用規約にて、搭乗者が最後に接続したWi-Fiアクセスポイントの情報、及び消費者自身が入力した便名を活用する旨を明記 |
| | ✓ データ取得の方法 (特に位置情報の自動取得について) が明示されているか | ✓ 搭乗者が最後に接続したWi-Fiアクセスポイントの情報を自動で取得する旨、それをMACアドレスを用いて判別する旨を利用規約にて説明する |
| データの利用 | ✓ 取得したデータの加工方法が明示されているか | ✓ データは取得した当日のうちに、本人と紐付かない態様 (MACアドレスのハッシュ化) に加工処理する旨を利用規約にて明記 |
| | ✓ 取得するデータの利用目的 (声かけへの活用) が適切に伝わっているか | ✓ ポータル画面にて、位置情報と便名情報を用いて搭乗者の現在地を判別し、声かけを行う旨について簡便かつ必要十分な説明を行う ✓ 利用規約にて適切な説明を行う |
| | ✓ データの第三者提供の流れ (NTTBPが取得し、日本航空に提供する旨) が適切に伝わっているか | ✓ ポータル画面にて、NTTBPが収集しJALに提供する旨を明記 ✓ 利用規約にて適切な説明を行う |
| データの廃棄 | ✓ オプトアウトの方法、あるいはそれに代わるような利用者保護の方法が明示されているか | ✓ 取得する位置情報は、空港施設内に限定し、かつ当日のうちに本人と紐付かない態様に加工処理する旨を利用規約にて明記 |
| | ✓ データ廃棄の方法 (手段、サイクル等) は適切か、それが消費者に明示されているか | ✓ 取得する位置情報は、当日のうちに本人と紐付かない態様に加工処理する旨を利用規約にて明記 |
| 全般 | ✓ 問合せ先は明示されているか | ✓ ポータル画面及び利用規約にて、フリーWi-Fiサービス、搭乗案内サービスそれぞれの問合せ先を明記 |

2. 実施結果 ②モデル実証

実証の概要と総括

■ 目的

- 電気通信事業者が取得した位置情報を別の事業者を提供して、位置情報を利用したサービス提供を行うことに対する受容性及び提供にあたり消費者に通知すべき項目を検証する。

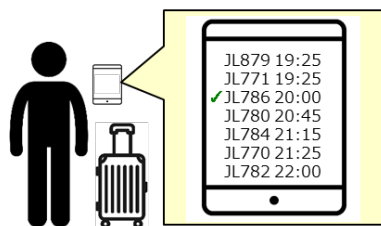
■ 実証内容

- 実証期間中、成田国際空港第2ターミナルにおいて日本航空の特定便に搭乗する消費者を対象にモデルケース※への参加を依頼した。

◀ 実証参加フローのイメージ ▶

Step1 搭乗便名を登録

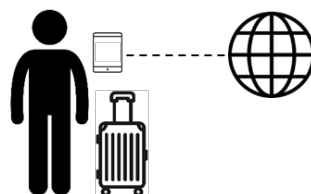
実証実験用フリーWi-Fiサービスの利用開始時に「搭乗便名」を登録いただきます



あなた

Step2 インターネットを利用

搭乗まで自由にインターネットサービスのご利用が可能です



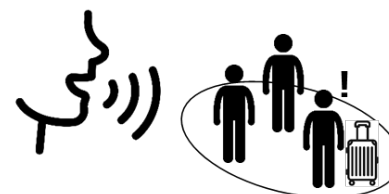
あなた

インターネット

Step3 搭乗をご案内

搭乗時刻が近づいた際、**搭乗ゲート付近にいらっしゃらない場合は**、エリアごとにお客さまの所在を確認し、航空会社のスタッフが搭乗のご案内をします

※ お客さまの搭乗を保証するものではありません



航空会社
スタッフ

あなた

受容性調査の結果

- **約9割の回答者**が実際のサービスとして**利用したい**と回答
- 受容性がない場合も位置情報の活用に対する忌避が原因と思われる回答者は少数(全体の5%未満)

実証結果に対する委員からの指摘

- 消費者の受容性が高い結果となったことは喜ばしいことである。しかし、**今回のモデル実証では専任のスタッフが対面でサービス内容等の説明を行っている**が、そうした**対応がない場合**において、**どう通知を工夫したらよいか**検討の余地が残る。
- **今回のモデル実証はサービスの内容・必要とされるデータともに明確**であったため、消費者にも受け入れられやすく、かつ事業者にとっても有用な結果につながったと考える。**サービスによっては必ずしもそうではない**ことを付言したい。

2. 実施結果 ②モデル実証

消費者に通知・同意取得すべき内容

- 電気通信事業者が取得した位置情報を別の事業者に提供して、位置情報を利用したサービス提供を行う際、消費者に通知・同意取得すべき内容として、9項目を整理した。

◀ 消費者に通知・同意取得すべき内容 ▶

| 通知する項目 | 内容 |
|------------------------|---|
| (1) サービスの内容 | <ul style="list-style-type: none"> • 提供するサービスの概要を示すこと。 |
| (2) サービスの提供主体 | <ul style="list-style-type: none"> • サービスの提供主体を示すこと。 • 提供主体が複数になる場合は、それを明示すること。 |
| (3) 取得するデータ項目 | <ul style="list-style-type: none"> • 取得するデータ項目・内容を列挙すること。 |
| (4) データの利用目的 | <ul style="list-style-type: none"> • 取得したデータの利用目的を具体的に示すこと。 • 利用目的が異なる場合は、それを分けて明示すること。 |
| (5) データの取得方法 | <ul style="list-style-type: none"> • 端末が通信して取得するものか、サービス利用者の入力によるものか等を示すこと。 |
| (6) データの第三者提供 | <ul style="list-style-type: none"> • 取得したデータの提供先を示すこと。提供先を個別に特定することが望ましいが、範囲等を特定して示すこともできる。 |
| (7) 利用者関与 (取扱いの停止等) | <ul style="list-style-type: none"> • 取扱いの停止の方法を示すこと。 • 有効な取扱いの停止手段を提供することが困難な場合は、適切なプライバシー保護措置が執られていることを示すこと。 |
| (8) データの 保持期間・消去 | <ul style="list-style-type: none"> • データの保持期間・消去の予定について示すこと。 |
| (9) 対応窓口 | <ul style="list-style-type: none"> • 問い合わせ窓口の連絡先（電話番号、メールアドレス等）を明示すること。 |

◀ モデル実証におけるポータル画面*との対応 ▶

このサービスでは、お客さまが接続した空港内のWi-Fi機器からお客さまのおよその位置を判断します。Wi-Fiエリアのデータはお客さまに登録いただく搭乗便名と共にNTTBPが取得し、日本航空に提供します。なお、取得した情報は当日中に端末と紐付かない形に加工します。

利用規約とセキュリティ同意

利用登録

(4) データの利用目的

(2) サービスの提供主体

(1) サービスの内容

(5) データの取得方法

(6) データの第三者提供

(8) データの保存期間・消去

(3) 取得するデータ項目

(7)利用者関与、(9)対応窓口については詳細な利用規約において提示を行った。

受容性調査の結果

- **約8割**の回答者が提示したポータル画面を通じて位置情報の活用を前提としたサービスであることを**理解できた**と回答
- 事前に特に**通知してほしい事項**として、「**いつまで・どこまで**」位置情報の取得がされるかが挙がる

実証結果に対する委員からの指摘

- 電気通信役務の提供を受けるとともに、**別の事業者から受ける位置情報を利用したサービスの内容について**消費者の理解を助けるため、位置情報の利用等にかかる通知事項とは別に、サービスの内容を示した**ウェブサイト・ポスター等の掲出**が望まれる。
- **消費者に通知すべき内容として**「取得するデータ項目」が挙げられるが、位置情報の場合は取得される精度によって消費者のプライバシー感度も変わると考えられるため、**データ項目と併せて精度も事前に通知**することが望まれる。

3. 課題と今後の展開

■ 業界団体ルールへの取込み

- 本事業では、電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの一つとして、複数事業者間における位置情報の取引のための契約書サンプル及びその解説をとりまとめた。これらは、電気通信事業分野における業界団体に引き継がれ、位置情報を取り扱う際の規範として活用されていくことが期待される。
- 改正個人情報保護法は平成29年5月30日に全面施行され、これと同時期に、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」も施行された。電気通信事業分野における業界団体や認定個人情報保護団体は、本事業でとりまとめた内容を、今後の自主ルールや個人情報保護指針の改定時における参考資料とすることが期待されており、総務省においてもこれらの活動を支援する取り組みが求められる。

■ EU等におけるデータの取扱いに係るルールのフォローアップ

- 本事業では、EU等の議論を踏まえて、プローブリクエスト等のデータ利用について、本人の明確な同意を取得しない場合におけるルールの要素を整理した。これは、我が国における電気通信事業者によるプローブリクエスト等のデータ活用事例は少なく、ニーズが明確ではないため、ただちにルールを整備する必要性は見あたらないが、今後の検討に資するようとりまとめたものである。
- EUでは、一般データ保護規則(GDPR: General Data Protection Regulation)の2018年5月25日の全面施行とあわせて、電気通信事業者におけるデータ保護のルール「eプライバシー規則(案)」の策定作業が進められており、Wi-Fi等によるトラッキング等に関する規制の見直しが予定されている。
- このため、今後、我が国において電気通信事業分野におけるプローブリクエスト等のデータ活用に係るニーズが明確となった場合を想定し、今後も継続的にEU等の議論をフォローアップしていくことが必要と考えられる。